

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成三十年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」という。）別表第1の1のイの地域移行支援サービス費(1)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第三項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>二（略）</p> <p>二の二 算定告示別表第1の1の地域移行支援サービス費の注4の地域生活支援拠点等機能強化加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」という。）別表第1の1のイの地域移行支援サービス費(1)を算定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p>

法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。  
以下同じ。)として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百六条の十四第一項に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援事業者（指定基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）、指定特定相談支援事業者（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援の事業と指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第二百六条の十三に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援（指定基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）、指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第一項第二号に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(3) 当該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき、子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第一号イ又はロに掲げる基準（以下「機能強化型基準」という。）に適合していること。

(4) 当該指定地域移行支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）において、市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等のコーディネート業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。

ロ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。

(1) イの(1)に掲げる基準に適合すること。

(2) 他の指定自立生活援助事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営をしていること。

(3) (2)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(4) 当該指定地域移行支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

二 算定告示別表第1の1の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定

二 算定告示別表第1の1の2のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者が

に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）であつて、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(1) 法第四条第一項に規定する障害者（以下この(1)及びロにおいて単に「障害者」という。）又は障害者であつたと都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長）が認める者

(2) (略)

ロ イに掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。

ハ イに掲げる者を配置している旨を公表していること。

#### 四 算定告示別表第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

次のイ及びロのいずれにも該当する指定地域移行支援事業所であること。

イ 指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

ロ 指定地域移行支援事業所の従業者のうち、市町村及び関係機関（法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関をいう。以下同じ。）との連携及び調整に従事する者を一以上配置してい

ら当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一) 法第四条第一項に規定する障害者（以下この(一)及び(2)において単に「障害者」という。）又は障害者であつたと都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長）が認める者

(二) (略)

(2) (1)に掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。

(3) (1)に掲げる者を配置している旨を公表していること。

#### 四 算定告示別表第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準

指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第七号において同じ。）として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

(新設)

ること。

五・六 (略)

七 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注2の2の加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準  
第四号の規定を準用する。

七の二 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注5の地域生活支援拠点等機能強化加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。

(1) 指定基準第四十五条において準用する指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域定着支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者（指定基準第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域定着支援の事業と指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(3) 当該事業所が機能強化型基準に適合していること。

(4) 当該指定地域定着支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。

ロ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。

(1) イの(1)の基準に適合すること。

(2) 他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、

五・六 (略)

七 算定告示別表第2の1の地域定着支援サービス費の注2の2の加算を算定すべき指定地域定着支援事業所の基準

指定基準第四十五条において準用する指定基準第二十七条に規定する運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営をしていること。

(3) (2)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(4) 当該指定地域定着支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

八

(略)

八

(略)